

首都圏中央連絡自動車道 柳橋高架橋(鋼上部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	支承について	・支承について、無収縮モルタルの型枠は本単価に含むものと考えてよろしいでしょうか。	共通仕様書11-3-9に示すとおり、支承の施工に要するすべての費用に含まれるものとお考えください。
2	塗装について	・「高力ボルトによる接合部の接触面」について、塗装を行うことを前提として設計した橋梁と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりお考えください。
3	合成床版について	・合成床版の製品費については現場管理費、共通仮設費の対象と考えてよろしいでしょうか。	金抜設計書に基づきお考えください。
4	コンクリート A1-1(A)について	・コンクリート A1-1(A)について、伸縮装置後打ち部のコンクリートの仕様は合成床版部と同等と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりお考えください。
5	架設時動態観測の傾斜計測機器について	・架設時動態観測の傾斜計測機器について、供用日数をご教示願います。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
6	特記仕様書22-6-4-(4)支払に記載がある「鋼構造部材の保管」について	・特記仕様書22-6-4-(4)支払に記載がある「鋼構造部材の保管」については製作工場内または現場のどちらを想定しておられますか。また保管に関する日数をご教示願います。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
7	多軸式特殊台車の分解組立について	・多軸式特殊台車の分解組立について、割掛の共通仮設費となっておりますが架設Bの所要日数に関するため割掛ではなく架設Bの項目に含まれる共通仮設費対象と考えてよろしいでしょうか。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。したがって、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。